

令和5年4月27日

保護者の皆様へ

豊橋市長 浅井 由崇

学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金について

コロナ禍において物価高騰に直面する保護者の皆様の負担を軽減する取り組みとして、豊橋市立小中学校及び豊橋市立くすのき特別支援学校（小学部・中学部）（以下、「市立小中学校等」という。）の学校給食を無償提供することにあわせて、就学援助（要保護・準要保護）及び特別支援教育就学奨励費の認定を受けている方、又は今後9月1日までに認定を受ける方について、「学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金（就学援助等）」を給付します。

記

1. 対象者

児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所があり、かつ児童生徒が市立小中学校等に通学しており、令和5年4月から9月（ただし、8月を除く）の各月1日時点で次のいずれかに該当する方
ただし、区域外通学により市外から通っている児童生徒を含みます

- ① 生活保護の認定を受けている方
- ② 就学援助の認定を受けている方
- ③ 特別支援教育就学奨励費の認定を受けている方

2 対象期間

令和5年4月から9月（ただし、8月を除く）まで

3 支給額

小学校：月額4,400円 × 5か月（最大22,000円）※1

中学校：月額5,200円 × 5か月（最大26,000円）※1

※1 特別支援教育就学奨励費の半額補助の対象となっている場合は、上記金額の半額を支給します。

※2 対象となった月数に上記月額をそれぞれ乗じた額を支給します。

※3 4月～6月分と、7月・9月分の2回に分けて支給します。

4 申請方法

(1) 「1 対象者」のうち、次のいずれかに該当する方

- ・「②就学援助の認定を受けている方」のうち、学校長口座払いの方
- ・「③特別支援教育就学奨励費の認定を受けている方」のうち、くすのき特別支援学校に通っている方

令和5年5月22日までに、「振込指定口座届出書」(様式第1号)を学校へ提出してください。

(2) 「1 対象者」のうち「4 申請方法 (1)」以外の方

申請は不要です。

就学援助等の振り込み先の口座へ振り込まれます。

※振り込みが行われるまで、口座を解約しないでください。

(3) 給付金を希望しない方

- ・給付金を希望しない場合には、「受給拒否の届出書」(様式第2号)を令和5年5月22日までに学校へ提出してください。

(4) 各月2日以降に認定を受けた場合

(1) 又は(3)に該当する場合は、各月10日までに学校へ必要書類を提出してください。

5 支給予定

- ・4月～6月分を、7月末に支給予定
- ・7月・9月分を、10月末に支給予定

6 その他

- ・本給付金は今年度限りの対応です。